

民法改正

特集

保証制度と法人関係を中心として

民法典が動いている。どうやら大きな改正へと向かっているようだ。背景にあるのは「民法典の空洞化」現象だ。制定当時と比べて社会的経済的環境が激変し、立法事実が変わったことに立法が対応しきれていない。難しく言うと、「民法典は一方でその基礎としている社会哲学それ自体の現代における現実適合性を問われ、他方で個別的な対応を行うことによって、その思想的統一性を失っていく」（ジュリスト1319号森田修教授）ということらしい。平成11年には成年後見法による民法の一部改正があり、平成15年には担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部改正があり、平成16年には民法の現代語化と保証契約の適正化が図られた。さらに平成18年には、民法の法人に関する規定が削除改正されて特別法が制定され、平成20年の施行を待っている。

本特集では、「改正の概要と今後の動向」を皮切りに、「保証制度の見直し」と民法法人の改正についての「公益法人改革三法」、そして「今後予想される改正点（債権法及び家族法）」の4本の論稿をお届けする。

改正の概要と今後の動向

法制委員会委員長 米山 健也



近時における民法改正でもっとも重要なものは、平成16年法律第147号（平成17年4月1日施行）による、民法の現代語化である。

民法第1編（総則）・第2編（物権）・第3編（債権）は、明治29年の制定以来、部分的な手直しは経ているものの、全面的な改正がされないままとなっていたため、片仮名・文語体を用いた表記形式が維持されており、現代ではほとんど使われていない用語・用字も条文中に多数残されているなど、かねてより難解で分かりにくいとの指摘があった。私人間の法律関係を規律する一般法・基本法である民法は、日常生活・経済活動のあらゆる場面と関連した身近な内容を含んでいるものであるから、これを国民一般が慣れ親しんだ片仮名・口語体に改め、全体として現代語化することは、緊急の課題である。民法の現代語化は、このような観点から行なわれたものである（平成16年8月4日法務省民事局参事官室民法現代語化案補足説明）。

このような民法の現代語化は、私たち弁護士からすると、ともすれば、軽視されがちであるが、民法を市民が親しみやすいものとするものとして、その意義はきわめて大きいものである。

保証制度の見直し

近時における民法の実質的改正としては、民法の現代語化と同時になされた保証制度の見直しがある。これは、保証人が過大な責任を負いがちな保証契約の内容を適正化する観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めることなどを内容とするものであり、従来の金融実務で広く利用されている代表者個人の包括根保証が無効とされるなど、実務に与えるインパクトは極めて大きいものであった。

公益法人制度の見直し

平成18年5月26日に成立した、いわゆる公益法人

改革三法は、明治29年の民法制定以来、抜本的な見直しがなされていなかった公益法人制度について大改革を行なったものである。この改革の最大の眼目は、一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人を分けて、一般社団法人・一般財団法人については準則主義で登記により設立できる反面、税制上の優遇措置が予定されている公益社団法人・公益財団法人となるには、内閣総理大臣または都道府県知事の認可を受けなければならないとする点にある。これは、主務官庁と公益法人の癒着があるのではないかと、営利法人類似の法人が存在するのではないかなどとの批判に応えたものである。

債権譲渡等の対応要件

「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（平成10年6月12日成立、同年10月1日施行）は、債権譲渡の對抗要件について、債権譲渡登記によることを、これを改正した「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（平成16年11月25日成立、平成17年10月3日施行）は、動産譲渡の對抗要件として、動産譲渡登記によることを認めたものであり、これらも、実質的意味での民法を改正したものといえるであろう。

その他の民法改正

これ以外の民法改正としては「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」（平成15年7月25日成立、平成16年4月1日施行）による、担保法制の改正がある。

* * *

本特集においては、上記の保証制度の見直し及び公益法人制度の改革についての概略と、今後予想される債権法及び家族法の改正についての現在の動向を述べることにする。

保証制度の見直し

法制委員会委員長 米山 健也

1 保証契約の要式性

従前、保証契約は諾成契約とされ、特段の要式によることを要求されていなかったが、改正法は、「保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない」(446条2項)とされた。書面性が要求されるのは、後に述べる貸金等根保証契約等に限られず、また、保証人が個人である場合に限られず、保証契約一般についてであることに留意する必要がある。

周知のとおり、貸金業者が保証契約を締結するにあたっては、貸金業等規制法に基づき、いわゆる17条書面を交付することが必要とされているが、仮にその交付を欠いたとしても、直ちに保証契約は無効とされていなかった。

このように、保証契約の成立には書面によることが必要とされたが、改正法は、当該書面に記載すべき事項についてまでは規定しておらず、書面から保証の趣旨が分かればよいという程度の要式性があればよいということになる。また、法制審議会の議論では、保証人による自書を要するとすべきであるか、また、契約書面の交付を義務づけるべきとするかについても議論されたが、いずれについてもそこまでは要求しないこととされた。

なお、「保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する」(446条3項)とされている。

2 貸金等根保証の限度額規制

改正法は、465条の2第1項において、「貸金等根保

証契約」についての定義を置いている。具体的には、以下の①から③までのとおりである。

- ① 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とするものであること。
- ② その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(貸金等債務)が含まれるものであること
- ③ 保証人が法人でないこと

そして、465条の2第1項は、貸金等根保証契約の保証人の責任につき、「主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う」とし、同条2項は、「貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない」と規定する。また、この極度額の定めについては、保証契約におけるのと同様の要式性が要求される。

かかる改正法の規定により、従前、一般的に行なわれていた法人の借入金についての代表者の包括根保証は、無効となった。

また、同条1項の規定から明らかなとおり、従前、一部の商工ローン業者にみられた、極度額を主債務の元本のみに限定し、利息や遅延損害金については極度額を超えて保証債務を負担する約定(いわゆる元本極度額方式)も無効となった。

3 貸金等根保証契約における元本確定期日の期間規制

改正法においては、貸金等根保証契約における主たる債務の元本の確定という概念がとられている。

すなわち、元本が確定した時点において、主たる債務が存在しなければ、根保証人は、保証責任を負うこ

とはない。また、元本が確定した時点において主たる債務が存在する場合には、保証人は、極度額を限度として、その時点で存在する債務と確定した元本に対する事後の利息・遅延損害金について保証責任を負うことになる。

以下、元本確定期日についての改正法の規定について説明する。

- ① 貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日（元本確定期日）は、契約締結の日から5年を経過する日までに限られる（465条の3第1項）。
- ② ①に違反した場合又は元本確定期日の定めがない場合は、元本確定期日は契約締結の日から3年を経過する日とされる（465条の3第2項）。
- ③ 元本確定期日を変更する場合にも①とほぼ同様の規制がなされる（465条の3第3項）。

なお、元本確定期日を自動更新する旨の約定は、無効であると考えられている。

従前は、いったん保証を行なった保証人は、保証から10年、20年経過した後に発生した主たる債務についても保証責任を負ったが、改正法では、上記のとおり元本確定期日という概念がとられているため、そのような事態は生じないことになった。

4 貸金等根保証契約における元本の確定事由

貸金等根保証契約における主たる債務の元本の確定事由としては、元本確定期日の到来のほか、以下の事由が定められた（465条の4）。この規定は強行法規であり、例えば、保証人が死亡しても主債務の元本が確定しないと約定をしても、無効である。

- ① 債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき（ただし、手続の開始の決定があったときに限る）。

ここで、強制執行等で履行を求める債務は、保証契約の目的である主たる債務や、当該保証債務に限定されないことに留意する必要がある。

- ② 主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を

受けたとき。

- ③ 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

なお、改正法は、主たる債務の元本の確定事由として以上を定めるが、それ以外の事由による主たる債務の元本の確定を否定する趣旨ではなく、著しい事情変更があった場合には、信義則等の一般条項に基づく元本確定請求が認められる余地があると考えられる。例えば、保証人が主たる債務者である法人の代表者の地位を退いた場合など、一般条項に基づく元本確定請求が認められる余地があると考えられる。

5 保証人が法人である貸金等債務の根保証契約の求償権

上記のとおり、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とし、その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（貸金等債務）が含まれるものであっても、保証人が法人の場合には、465条の2の限度額規制は及ばない。

例えば、金融機関からの借入れにつき保証会社が包括根保証をしても、保証会社は法人であるから、上記限度額規制は及ばないことになる。

この場合において、求償権債権について保証人を取り、保証会社が主たる債務の全額を弁済し、求償権について保証人に保証債務の履行の請求をする場合には、保証人の立場は、包括根保証をした場合と何ら異ならないことになる。

そこで、法人の根保証契約につき、①極度額の定めがないとき、②元本確定期日の定めがないとき又は元本確定期日の定め若しくはその変更が465条の3第1項若しくは3項の規定を適用すればその効力を生じないものであるときは、法人の求償権を主たる債務とする保証は無効であると規定している（465条の5。保証人が法人である場合を除く）。

したがって、法人が保証人である場合には、包括根保証も許容されるものの、当該保証人が求償権を主たる債務者として個人に保証させる場合には、実際には、個人との間で根保証契約を締結する場合と同様の規律に服することが必要となる。

公益法人改革三法

法制委員会副委員長 坂本 隆志



1 公益法人改革三法の成立に伴う民法の改正

平成18年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された、いわゆる **公益法人改革三法** の施行に伴い、民法の社団法人・財団法人（いわゆる「民法法人」）に関する規定は削除され、民法の法人に関する規定は、一般条項や外国法人に関する5ヶ条だけが残されることになる。なお、公益法人改革三法の施行日は、平成20年12月1日が予定されている（平成19年9月7日付官報）。

この改正により削除ないし改正される民法の条文は50ヶ条以上にのぼり、近年の民法改正としては、平成16年法律第147号による民法の現代語化及び保証制度の見直し（平成17年4月1日施行）に次ぐ大規模なものである。

もっとも、この改正の趣旨は、民法法人を廃止して、一般社団法人（一般財団法人）及び公益社団法人（公益財団法人）という新制度に移行させ、これに伴い民法法人に関する規定が他の法律に移るというものであるため、これによる改正後の民法そのものについて紹介すべきことは多くはない。

なお、民法の公益法人に関する規定は、法人制度を定める他の多くの法律でも準用されており、民法法人のみならず広く会社以外の法人に関する一般法の役割を果たしていたといえるが、民法法人に関する規定の廃止に伴い、これらの規定を準用していた他の法律も改正されることとなった。

それらの改正内容を見ると、現行民法44条（法人の不法行為能力等）及び同50条（法人の住所）の規定が準用されていたものについては、それぞれ一般社団法人・財団法人法78条及び同4条の規定を準用する旨の改正が行なわれているが、民法法人に関するその他

の規定が準用されていたものについては、概ね個別法で独自の定めを設ける旨の改正が行なわれており、その中には社員総会等に関する規定の整備が行なわれるなど、実質改正にわたると考えられるものも少なくない。

これにより、民法の法人に関する一般法としての役割は大きく失われ、また新しく制定された一般社団法人・財団法人法も、民法の規定に代わる法人に関する一般法といえるほどのものではないため、わが国における公益法人改革三法の体系自体、一般法がほとんど存在しない個別色の強いものとなった感がある。

2 公益法人改革三法の概要

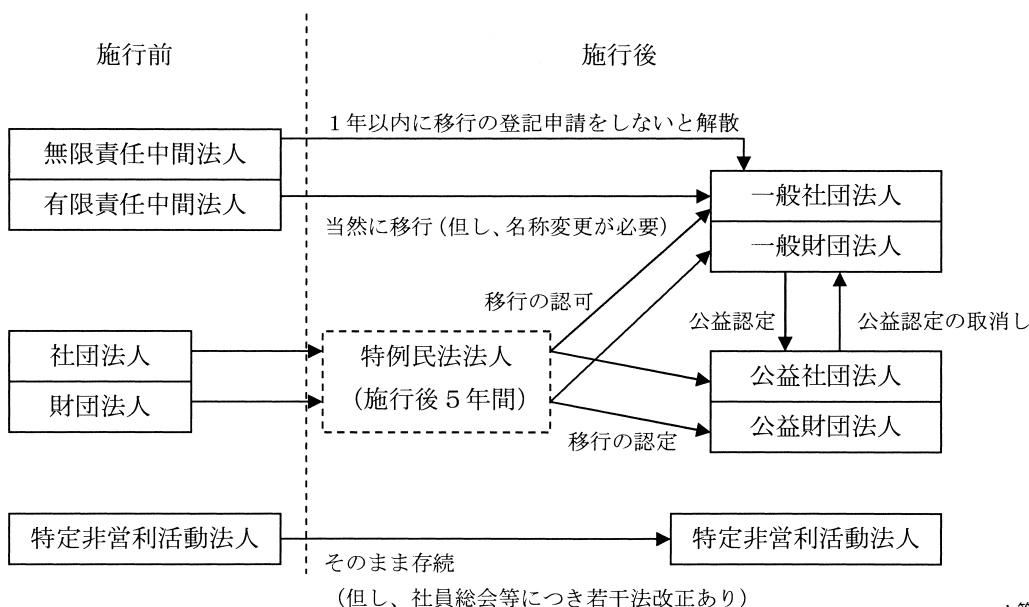
このような次第であるため、「民法改正」という特集の趣旨からは若干外れるが、従来民法で規定されていた公益法人制度がどのように変わるのかという意味で、以下公益法人改革三法の概要について説明する。

公益法人改革三法とは、「**一般社団法人・財団法人法**」、「**公益認定法**」及びこれらの法律の「**整備法**」を指すものであり（正式名称は長いので本稿では省略する）、その趣旨が従来の民法法人を廃止し、一般社団法人（一般財団法人）及び公益社団法人（公益財団法人）という新制度に移行させるものであることは既に述べた。

従来の民法法人については、その設立につき主務官庁の許可制が採られており、新規の設立はかなり困難であったが、法人格の認定と公益認定が一体となっている関係から、設立後における主務官庁の民法法人に対する処分は設立許可の取消し（現行民法71条）しか設けられておらず、これが行なわれることはほとんどなかった。

そのため、民法法人の設立後における監督は事実上緩いものとなってしまい、公益性の乏しい事業を行な

公益法人改革三法の施行による各種法人の移行措置等



*筆者作成

っている団体が公益法人として税制上の優遇措置を受け続けている、公務員による天下りの温床となっている、などといった批判もあった。

そこで、新法では法人格の認定と公益性の認定を分離し、「一般社団法人」及び「一般財団法人」は会社と同じ準則主義で設立できるものとした。そして、これらの法人が公益性の認定を受けた場合には「公益社団法人」「公益財団法人」となり、税制上の優遇措置も受けられるようになることが予定されている（ただし、具体的な優遇措置の内容については、現行の税法では特に定められていない）。

なお、中間法人法は新法の施行に伴い廃止され、有限責任中間法人及び無限責任中間法人は所定の手続きを経て一般社団法人に移行する必要があるが、特定非営利活動法人（NPO法人）制度については、設立時にも一定の基準に基づいた所轄庁の認証が行なわれるなど、新法の一般社団法人とは制度の枠組みが大きく異なるため、新法施行後も存続するものとされた。

3 一般社団法人の組織等

一般社団法人は、社員総会と理事が必置機関であ

り、任意設置の機関として理事会、監事、会計監査人がある。ただし、理事会または会計監査人を置く場合は監事も置かなければならず、また最終事業年度における貸借対照表上の負債額が200億円以上となる一般社団法人（大規模一般社団法人）には、会計監査人の設置が義務付けられ、理事会又は理事における内部統制システムの構築も義務付けられる。

理事会を置いている場合は、理事の中から代表理事を選ぶ必要があるが、理事会を置いていない場合は、代表理事の選任は必ずしも必要ではない。理事の人数には基本的に制限はないが、理事会を置く場合には、理事を3名以上置く必要がある。なお、一般社団法人が後述する公益認定を受けるには、必ず理事会及び監事を置く必要がある。

その他、一般社団法人については、社員に関する規定や基金の募集・返還に関する規定があるほか、設立・機関・計算等に関し会社法類似の規定が数多く設けられているが、一般社団法人は剰余金の分配を目的としないことで会社との区別が図られており、営利目的であるか非営利目的であるかによって区別されているわけではないことに注意を要する。

会社法制定の際、旧商法における「営業」の用語が「事業」に改められたが、これも同趣旨で、会社の事

業は必ずしも営利目的とは限らないとの考え方に基づくものである。

4 一般財団法人の組織等

一般財団法人の必置機関には、評議員、評議員会、理事、理事会、監事があり、会計監査人は任意設置機関である。大規模一般財団法人（定義は大規模一般社団法人とほぼ同様である）については、会計監査人の設置も義務付けられるが、大規模一般社団法人の場合と異なり、内部統制システムの構築は条文上求められていない。

一般社団法人には設立時基金の金額に関する規制はないが、一般財団法人については、設立時の拠出財産が300万円以上必要となる。

評議員及び評議員会は、概ね一般社団法人の社員及び社員総会に相当する権限を持つ機関であるが、評議員も法人の役員であり、財団とは委任関係にあり、報酬も定款で定める必要がある。評議員の任期は原則4年であるが、定款の規定で6年まで延長することができる。

評議員は3人以上選任する必要があるが、その選任及び解任の方法は定款で定める必要があるが、理事の業務執行を監督するという地位に鑑み、評議員を理事または理事会が選任するものとすることは許されない。

5 公益認定等の基準等

公益目的事業を行なう一般社団法人・一般財団法人は、行政庁の公益認定を受けることにより、それぞれ公益社団法人・公益財団法人（公益法人）となることができる。

公益認定等を行なう行政庁は、従来のような主務官庁制ではなく、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの等に該当する場合は内閣総理大臣、それ以外の場合は事業所所在地の都道府県知事とされている。ただし、内閣総理大臣が行なう公益認定や公益法人に対する監督等については、内閣府に設

けられる公益認定等委員会に諮問し、その答申に基づいて行なうことが原則とされており、都道府県知事が行なう公益認定等についても、各都道府県に審議会その他の合議制の機関を置き、原則としてその機関への諮問及び答申に基づいて行なうものとされている。

公益認定を受けるメリットは、公益社団法人（公益財団法人）の名称を使用することにより事業の公益性をアピールできること、及び税制上の優遇措置を受けられることにあると考えられるが、新法における公益認定の基準は相当厳しいものになっている。

公益認定の対象となる公益目的事業は、学術、技芸、慈善その他の公益に関する、公益認定法別表各号のいずれかに該当する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされているが、実際に公益認定を受けるには、公益目的事業を行なうことを主たる目的とするほか、公益認定法5条各号に掲げる厳格な要件をすべて満たし、かつ同法6条の欠格事由のいずれにも該当しないことが必要となる。

その他、公益法人の事業活動には、公益目的事業の収入に関する規制、公益目的事業比率に関する規制、遊休財産額の保有に関する規制、公益目的事業財産の使用及び処分に関する規制などが設けられており、公益法人がこれらの規制を遵守していない場合、公益認定の要件のいずれかに適合しなくなったなどの場合には、行政庁により公益認定を取り消されることがある。

6 民法法人に対する経過措置

新法施行の際現に存する民法法人は、新法の施行後5年間、整備法の規定による特例社団法人または特例財団法人（特例民法法人）として存続することができる。

特例民法法人は、建前上一般社団法人・一般財団法人に含まれるが、従来どおり主務官庁の監督に服し、名称についても従来どおりであるなど、数多くの経過措置が設けられている。

特例民法法人は、新法施行後5年間の移行期間中

に、公益法人への移行の認定を受けるか、または一般社団法人・一般財団法人へ移行の認可を受けなければならない、そのいずれも行なわない場合は、原則として移行期間の満了時に解散したものとみなされる。

特例民法法人から公益法人への移行の認定については、法律上公益認定法による公益認定とは別個の手続きとされているが、認定をする行政庁及び認定の基準はほぼ同様である。

一方、特例民法法人が一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受けるには、①定款変更案が一般社団法人・財団法人法及びこれに基づく命令に適合していること、②現行民法72条の規定により、解散した場合には当該法人の目的に類似する目的のために処分し、または国庫に帰属すべきものとされる残余財産が一定額以上存在する場合には、その財産を公益目的に支出することにより零とする計画（公益目的支出計画）を作成し、当該民法法人がその計画を確実に実施すると見込まれることが必要となる。

7 今後の展望

総務省の調査によると、平成18年10月1日現在で民法上の社団法人は12,572件、財団法人は12,321件現存しており、また法務省の調査によると、平成19年5月末現在で有限責任中間法人は3,548件、無限責任中間法人は331件現存している。

株式会社の数には遠く及ばないものの、新法施行後に一般社団法人・財団法人法の適用を受けることとなる法人の数は、合わせて3万件近くにのぼると予想される。また、民法法人については、新法下の法人制度への移行にあたり、大幅な組織変更等を必要とするところも少なくないと考えられる。

これらの法的需要に応えるには相当の専門的知識が必要となるため、今後公益法人改革三法については、弁護士の新たな専門分野として定着していく可能性もあろう。

公益法人改革三法施行後における民法の関連条文

（施行日：平成20年12月1日予定）

（法人の設立等）

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。
2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

（法人の能力）

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

（外国法人）

第三十五条 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。
2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と

同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

（登記）

第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。

（外国法人の登記）

第三十七条 外国法人（第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。）が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。
一 外国法人の設立の準拠法
二 目的
三 名称
四 事務所の所在場所
五 存続期間を定めたときは、その定め
六 代表者の氏名及び住所
2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前にあっては、その変更をもって第三者に対抗することができない。

3 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
4 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。
5 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。
6 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
7 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。
8 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。

第三十八条から第八十四条まで 削除

今後予想される改正点（債権法及び家族法）

日弁連司法制度調査会民事部会長 大西 英敏



1 債権法の改正について

債権法改正の動きについては、2006年1月4日の日本経済新聞の朝刊1面に「債権法の抜本的改正へ」という記事が出て、同年2月には法務省より債権法の抜本的見直しについて発表がなされている（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji99.html>）。

この改正については、1998年の日本私法学会が開催した「債権法改正の課題と方向—民法100周年を契機として—」（別冊NBL51号）と題したシンポジウムで指摘があり、東京大学の内田貴教授を中心とする「民法改正委員会」等で検討がなされてきたものである。この内田研究会は担保法の改正の際にも重要な役割を果たし、今回は債権法部会で検討が行われてきた（ジュリスト1307号102頁、1308号134頁での特別座談会「債権法の改正に向けて」上下にその概略が発表されている）。

そして2006年10月7日には、この内田研究会に他の研究会（例えば名古屋大学の加藤雅信教授を中心とする加藤研究会等）が合流して民法（債権法）改正検討委員会が組織され（委員長は早稲田大学の鎌田薫教授）、5つの準備会に分かれ、現在作業中である。その審議状況はウェブサイト（<http://www.shojihomu.or.jp/saikenhou/indexja.html>）で公開中であるので興味のある方は確認してほしい。

改正の方向はまだ固まったとは言えないが、委員会では2008年度中に改正試案をとりまとめることを目標としているので法務省は2009年頃には法制審での審議を予定していると言われている。そのスピードはかなり速い。ただ2006年の私法学会でのシンポジウム「契約責任論の再構築」では改正委員会の中心メンバーからの報告について多くの異論も出されており（ジュリスト1318号81頁及び私法学会誌のシンポジウム報告参照）、2008年に改正試案がまとまるかは不明である。

改正の必要性については1つは制定後100年を経過して現代化が必要であること、もう1つは外国での改正の動き（ドイツ、フランス、オランダ等）や国際的なモデル法の動向等、国際的ルールとの整合性が指摘されているところであるが、問題は消費者法をどう扱うべきか（ドイツやオランダは民法に組み入れている）、また銀行等からの要望による債権回収法をどうするか（相殺、債権譲渡等倒産法にからむ）との指摘がある（ジュリスト1319号36頁森田修論文）。銀行協会では既に研究会を発足して本年4月には報告書を提出しているところである。弁護士会においても直ちに検討に着手する必要があると思われる（現状では日弁連の司法制度調査会の民事部会が検討中であるが不十分である）。

2 家族法の改正について

家族法については、戦後、夫婦や親子などの根幹部分について大きな変更はなされてこなかった。しかし、近年家族共同体のあり方が変化していることから、婚姻法・離婚法、実親子法などについての改正が必要となってきた。

これらの改正については、前記内田研究会の家族法部会が全面改正を目指し、検討中である（詳細はジュリスト1324号46頁、1325号148頁「家族法の改正に向けて」上下参照）。そのためには家族法の理念やモデルの合致が必要であり、従って今のところ債権法の改正ほど緊急ではない。しかし、1996年に法制審議会が民法改正要綱、いわゆる婚姻法改正要綱を既に策定済みなので、弁護士会でも十分な検討が必要である（同要綱は、とりわけ選択的夫婦別氏制度をめぐる議論がわかれ、今日に至っている）。日弁連では家事法制委員会が検討中と聞いている他、前記司法制度調査会の民事部会においても債権法改正とからむ限りで検討に入っているところである。